

砂川市規則第19号
令和6年3月29日

砂川市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則

砂川市会計管理者の補助組織設置規則（平成10年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第8条中「事務の処理については、砂川市文書事務取扱規程（平成10年訓令第7号）の例による」を「事務の処理に必要な事項については、市長が別に定める」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。